

休館・休場日の変更について

新座市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に「財政非常事態宣言」を発令いたしました。

「財政非常事態宣言」を受け、市税等の大幅な減収による多額の収支差を埋めるべく、公共施設の運営のあり方を検討していくこととなりました。

この中で、市民総合体育館、市営運動場、市営庭球場、学校校庭夜間照明施設の休館・休場日を令和3年4月1日から下記のとおり変更いたします。

利用者の皆さまには、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

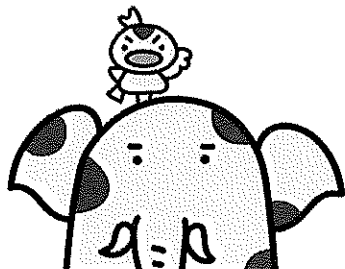
記

休館・休場日について

毎週月曜日を休館・休場日とします。(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日)

対象施設

新座市民総合体育館、殿山運動場、馬場運動場、大和田少年サッカー場、堀ノ内少年運動場、野火止運動場・庭球場・ゲートボール場、西堀庭球場、本多庭球場、栄庭球場、学校校庭夜間照明施設（石神小、新座中、第三中、第四中）



令和2年12月17日

新座市体育施設等指定管理者

(公財) 新座市スポーツ協会